

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第3区分

【発行日】平成23年8月4日(2011.8.4)

【公開番号】特開2010-9223(P2010-9223A)

【公開日】平成22年1月14日(2010.1.14)

【年通号数】公開・登録公報2010-002

【出願番号】特願2008-166203(P2008-166203)

【国際特許分類】

G 06 F 21/24 (2006.01)

H 04 N 1/00 (2006.01)

H 04 N 1/44 (2006.01)

【F I】

G 06 F 12/14 5 6 0 A

H 04 N 1/00 1 0 7 Z

H 04 N 1/00 1 0 6 C

H 04 N 1/44

G 06 F 12/14 5 6 0 D

【手続補正書】

【提出日】平成23年6月21日(2011.6.21)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

データの解析機能を有する通信装置であつて、

ヘッダとデータ部とを含むパケットデータを取得する取得手段と、

前記取得したパケットデータに所定の条件を満たす特定のデータが存在するか否かを解析する解析手段と、

前記特定のデータが存在する場合、前記取得したパケットデータから当該特定のデータを消去する消去手段と、

前記特定のデータが消去された、前記ヘッダ及び前記データ部を保存する保存手段とを備えたことを特徴とする通信装置。

【請求項2】

前記特定のデータは機密情報であることを特徴とする請求項1記載の通信装置。

【請求項3】

前記取得手段は、前記通信回線であるネットワークから前記パケットデータを取得することを特徴とする請求項1または2記載の通信装置。

【請求項4】

前記パケットデータの種類を判別する判別手段を備え、

前記解析手段は、前記判別されたパケットデータの種類に応じて異なる前記特定のデータが存在するか否かを解析することを特徴とする請求項1乃至3のいずれか1項に記載の通信装置。

【請求項5】

前記消去手段は、前記特定のデータを所定の値に置き換えることを特徴とする請求項1乃至4のいずれか1項に記載の通信装置。

【請求項6】

前記通信装置は、ネットワークに接続された画像形成装置であることを特徴とする請求項1乃至5のいずれか1項に記載の通信装置。

【請求項7】

前記特定のデータが存在しないと解析された場合、前記消去手段が前記特定のデータを消去することなく、前記保存手段は、前記ヘッダと前記データ部とを保存することを特徴とする請求項1乃至6のいずれか1項に記載の通信装置。

【請求項8】

前記解析手段は、前記特定のデータが前記パケットデータの先頭から何バイト目に存在するかを解析することを特徴とする請求項1乃至7のいずれか1項に記載の通信装置。

【請求項9】

前記解析手段は、前記特定のデータが何バイト分存在するかを解析することを特徴とする請求項8に記載の通信装置。

【請求項10】

データの解析機能を有する通信装置の制御方法であって、  
前記通信装置が、ヘッダとデータ部とを含むパケットデータを取得する取得ステップと、

前記通信装置が、前記取得したパケットデータに所定の条件を満たす特定のデータが存在するか否かを解析する解析ステップと、

前記通信装置が、前記特定のデータが存在する場合、前記取得したパケットデータから当該特定のデータを消去する消去ステップと、

前記通信装置が、前記特定のデータが消去された、前記ヘッダ及び前記データ部を保存する保存ステップとを有することを特徴とする通信装置の制御方法。

【請求項11】

ヘッダとデータ部とを含むパケットデータを取得する通信装置の制御方法をコンピュータに実行させるプログラムにおいて、

前記制御方法は、

前記コンピュータが、前記取得したパケットデータに所定の条件を満たす特定のデータが存在するか否かを解析する解析ステップと、

前記コンピュータが、前記特定のデータが存在する場合、前記取得したパケットデータから当該特定のデータを消去する消去ステップと、

前記コンピュータが、前記特定のデータが消去された、前記ヘッダ及びデータ部を保存する保存ステップとを有することを特徴とするプログラム。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0014

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0014】

上記目的を達成するために、本発明の通信装置は、データの解析機能を有する通信装置であって、ヘッダとデータ部とを含むパケットデータを取得する取得手段と、前記取得したパケットデータに所定の条件を満たす特定のデータが存在するか否かを解析する解析手段と、前記特定のデータが存在する場合、前記取得したパケットデータから当該特定のデータを消去する消去手段と、前記特定のデータが消去された、前記ヘッダ及び前記データ部を保存する保存手段とを備えたことを特徴とする。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0015

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0015】

本発明の通信装置の制御方法は、データの解析機能を有する通信装置の制御方法であつて、前記通信装置が、ヘッダとデータ部とを含むパケットデータを取得する取得ステップと、前記通信装置が、前記取得したパケットデータに所定の条件を満たす特定のデータが存在するか否かを解析する解析ステップと、前記通信装置が、前記特定のデータが存在する場合、前記取得したパケットデータから当該特定のデータを消去する消去ステップと、前記通信装置が、前記特定のデータが消去された、前記ヘッダ及び前記データ部を保存する保存ステップとを有することを特徴とする。

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0016

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0016】

本発明のプログラムは、ヘッダとデータ部とを含むパケットデータを取得する通信装置の制御方法をコンピュータに実行させるプログラムにおいて、前記制御方法は、前記コンピュータが、前記取得したパケットデータに所定の条件を満たす特定のデータが存在するか否かを解析する解析ステップと、前記コンピュータが、前記特定のデータが存在する場合、前記取得したパケットデータから当該特定のデータを消去する消去ステップと、前記コンピュータが、前記特定のデータが消去された、前記ヘッダ及びデータ部を保存する保存ステップとを有することを特徴とする。

【手続補正5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0017

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0017】

本発明の請求項1、2に係る通信装置によれば、データを解析する際、特定のデータを除いたデータを取得することができる。これにより、通信装置で発生した障害を解析する際、特定のデータとして機密情報の漏洩を防止することができる。

【手続補正6】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0018

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正7】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0019

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0019】

請求項4に係る通信装置によれば、パケットデータの種類に応じて異なる特定のデータの存在が解析されるので、機密情報に限らず、種々の特定のデータの保護が可能となる。

【手続補正8】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0020

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0020】

請求項5に係る通信装置によれば、特定のデータを所定の値に置き換えるので、簡単に特定のデータを消去することができる。

【手続補正9】

【補正対象書類名】図面

【補正対象項目名】図6

【補正方法】変更

【補正の内容】

【図6】

